

平成26年4月25日
独立行政法人農畜産業振興機構

肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン事業）に
おける肥育牛1頭当たりの生産者積立金の額について

肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱（平成25年4月1日付け
24農畜機第5478号）第6の6に定める平成26年度の肥育牛1頭
当たりの生産者積立金の額については、下記のとおりです。

記

| 肉専用種 | 交雑種 | 乳用種 |
|---------|---------|---------|
| 18,000円 | 30,000円 | 20,000円 |

（注）上記額は、生産者の負担額です。